

各務原市飲用井戸等衛生対策要綱

(平成25年3月7日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法（昭和32年法律第177号）等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置、汚染防止のための対策等を定めることにより、飲用に供する井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱において対象とする施設は、次の各号のいずれかに掲げる施設であって、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）
- (3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする10立方メートル以下の小規模受水槽を有する施設（以下「小規模受水槽水道」という。）

(飲用井戸等の管理等)

第3条 飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）は、その設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。
- (2) 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- (3) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

(4) 小規模受水槽水道にあつては、水道法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に準じて管理すること。

(使用開始前の検査)

第4条 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の設置者等は、あらかじめ、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)について水質検査を実施するものとする。

(定期検査)

第5条 設置者等は、飲用井戸等について、次のとおり定期検査を実施するものとする。

(1) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期検査は、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目について検査を行うものとする。

(2) 小規模受水槽水道における定期検査は、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無について検査を行うものとする。

(3) 一般飲用井戸(設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。)、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道の定期検査は、1年以内ごとに1回行うものとする。

(4) 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼する場合は、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼するものとする。

(5) 設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼する場合は、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼するものとする。

(臨時検査)

第6条 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常が認められたときは、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を実施するものとする。

(汚染時の措置)

第7条 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った

ときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市長に報告しなければならない。

2 設置者等は、水質検査の結果、水質基準に関する省令に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により設置者等から報告を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるものとする。

(実態把握等)

第8条 市長は、飲用井戸等に係る地下水の汚染状況を把握するよう努めるものとする。

2 市長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集及び整理をし、設置者等に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、飲用井戸等衛生対策に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。